

IJCAD サポート & メンテナンスサービスのご案内

インテリジャパン株式会社

無償サポート

- Update 版のダウンロード（購入バージョン内）
- IJCAD サイトにてテクニカル情報の入手（一部）
- Web サポート（インストールトラブルに限定）
- ライセンスの再発行（Web 申請）

※上記サービスを受けるには、ユーザー登録が必要です。



サブスクリプション（有償）

- 契約期間内での Update 版のダウンロード（バージョンアップ版含む）
- Web サポート、電話でのサポート（オプション）
- 新旧バージョンの併用
- USB プロテクタ不良時の無償交換サービス
- ライセンス譲渡制限の緩和（※詳しくはお問い合わせください。）

料 金

サブスクリプション	パッケージ定価の25%（年額）
バージョンアップ	パッケージ定価の30%（前バージョンから）
	パッケージ定価の60%（前々バージョンから）
	パッケージ定価の80%（レガシーバージョンから）

※上記料金は、予告なく変更される可能性があります。

※Update 版の提供は、次期バージョンがリリースされるまでとなります。最新の機能や修正版を入手するためにもサブスクリプションのご加入をおすすめしています。なお、次期バージョンリリース後でも、ユーザー登録すれば既存の Update 版をダウンロードすることができます。

2017年2月1日

インテリジャパン株式会社(以下「弊社」という)は、弊社のソフトウェア製品のメンテナンス・サブスクリプション(以下「サブスクリプション」という)を、以下の条件に基づきお客様に提供します。お客様は、以下の条件に同意し、弊社所定の方法でユーザー登録をすることによりサブスクリプションの特典を受けることができます。

第1条(サブスクリプションの特典内容および対象範囲)

1. サブスクリプションとは、弊社のソフトウェア製品を活用するために各種サービスを利用できるソフトウェアメンテナンスプログラムです。
2. サブスクリプションの対象は、お客様がサブスクリプションを申し込んだソフトウェア製品に限られます。なお、対象製品がインストールされたコンピュータのオペレーティングシステムおよび前提ソフトウェアならびにハードウェアが製造元の通常サポート対象となっていることを特典利用の前提条件とします。
3. サブスクリプションの特典内容は、次の各号のとおりです。

(ア)契約期間内にアップデート版及びバージョンアップ版がリリースされた場合、そのアップデート版及びバージョンアップ版を利用する権利。なお、契約期間内にアップデート版又はバージョンアップ版がリリースされることを保証するものではありません。

(イ)JCADのWebサイトで提供するテクニカルサポート

- ①ソフトウェアインストール時の手順等の問い合わせに対する回答
- ②操作方法の問い合わせ(マニュアルで予め確認の上、お問い合わせください)に対する回答
- ③ソフトウェアの不具合に関する問い合わせに対する回答

1. お客様から提供された不具合に関して、既に確認された不具合であればその旨をお伝えします。未知の現象である場合は、弊社で再現確認を行います。弊社で再現確認ができない場合は、お客様は、再現確認のための追加情報を弊社の求めに応じて提供するものとします。なお、再現確認ができたとしても、その対応版の提供や回避方法などの情報の提供を保証するものではありません。

2. 不具合において、弊社製品に起因するかまたは弊社以外の製品(ハードウェアを含む。以下「第三者製品」という)に起因するかの切り分けの必要性がある場合、お客様は弊社に対してお客様による当該第三者製品の製造元への問合せ等、切り分けに必要な協力をするものとします。また、障害対応においてやむを得ずサブスクリプション対象製品のアップデート、バージョンアップまたはパッチファイル適用の必要がある場合、お客様はそれに応じるものとします。これに伴いお客様が実施されるシステム検証等の費用については、弊社は負担しないものとします。

④テクニカルサポートの受付方法および回答の提供方法、実施方法等

1. Webサイトから受け付けます。回答は、受付後2営業日内の提供を基本とします。但し、問い合わせ内容によっては、それ以上の日数を必要とする場合があります。

2. 弊社は次の各号のいずれに該当する場合、テクニカルサポートサービスの提供を一時的に中止することがあります。

(ア)サービスの提供・運営もしくは運用上・技術上の観点から弊社が必要と判断した場合

(イ)天災地変その他の非常事態が発生し、サービスの提供が困難または不能となった場合

⑤お客様がテクニカルサポートのサービスを受けるために弊社に提供されるいかなるデータや情報について、当社は機密保持の義務を負いません。お客様が、データ又は情報の提供時に機密である旨の申し出がある場合は、弊社は機密保持のための努力はいたしますが、何らかの事由により、その機密が漏えいしたとしても、そのことに起因する損害に対しての責任を負いません。お客様は、機密情報を弊社に提供する場合、本条項のことを予め承諾しているものとします。

⑥テクニカルサポートの保証・免責

1. テクニカルサポートに対する保証は、テクニカルサポートの提供に限定されるものとし、テクニカルサポートに瑕疵があった場合、弊社は必要なテクニカルサポートを合理的な範囲で繰り返し実施することとし、それ以上の保証は行わないものとします。

2. 前項の規定は、テクニカルサポート実施に関する弊社の責任の全てを規定したものであり、弊社製品のすべての欠陥が是正されること、弊社製品が正常の動作すること、第三者製品に起因する障害の対応を実施すること、あるいはお客様のデータや動作環境を普及することを保証するものではありません。なお、当該データや動作環境は、お客様が責任をもって管理するものとし、いかなる場合も弊社は何ら責任を負わないものとします。

(ウ)USBプロテクタの不良交換

製品のUSB版で提供されるUSBドングルの不良による交換を、契約期間中に1ライセンスにつき1回に限り無償で行います。なお、紛失や過失による破損には適用されません。

(エ)旧バージョンの使用の許諾

①使用できるのは同一製品、同一グレードの弊社が特定した旧バージョンに限ります。ただし、特定の製品、バージョンおよびライセンス形態により使用できないことがあります。

②旧バージョンまたは関連する文書を格納した電子的または物理的媒体をお客様に提供すること、または当該旧バージョンに関連する追加的なライセンスキー、ハードウェアロックまたはソフトウェアロックを発行することを弊社に義務付けるものではありません。

③新旧バージョンを併用して利用する場合は、同一のコンピュータのみに制限されます。

④旧バージョンについては、サポートのいかなる義務を負いません。

4. 特典の譲渡等の制限

お客様は、弊社の事前の書面による同意がない限り、他のいかなる個人または組織体であっても、いかなる特典(特典としてお客様に対して提供される対象ソフトウェアの権利なども含む)の頒布、賃貸、リース、売却、またはその他の方法で譲渡もしくは販売することはできず、または、他のいかなる個人または組織体とも、いかなる特典も共有することはできません。特典は、お客様のみ受けることできるものとします。

5. 弊社は、お客様に対し事前に通知することなく、自己の裁量により、適宜、サブスクリプションの特典内容を変更または追加し、またはサブスクリプションから特典の一部を削除する権利を留保します。弊社は、サブスクリプションの契約期間中、特定のサービスを提供することを保証せず、お客様は、これらを受け取れない場合があることを認めるものとします。

第2条(契約期間及び更新、満了後の効果)

1. 期間

サブスクリプション契約の満了日は、契約の申し込み日から契約年数が経過した日とします。

2. 更新

お客様は、サブスクリプション契約の満了前にWebサイトもしくは再販業者からサブスクリプションの更新の購入をすることができます。お客様が当該サブスクリプションについて自動更新プランを選択されている場合、自動更新ごとに更新期間分だけ延長されます。お客様が、契約期間の満了前に当該サブスクリプションの更新を購入したいとき、又はお客様が自動更新を取り消すときは、当該サブスクリプションは自動的に満了します。

3. 満了後の効果

サブスクリプション契約の更新がなされない場合は、契約期間の満了をもって契約終了となります。契約の終了に伴って、お客様のサブスクリプション契約によって使用許諾されたソフトウェア製品の利用が制限されます。ただし、契約終了時にお客様が利用されていた1つのバージョンのライセンスについては、そのまま利用することが許諾されます。お客様は、満了後も特典として提供されていた新旧バージョンを2つ以上利用した場合、使用許諾違反となること、即ちライセンスの不正使用となることを認識しているものとみなします。

第3条(責任の制限)

いかなる場合においても、弊社は、サブスクリプションの契約中に特典の製造または提供をしなかったとしても、その責めを負わず、代替の物品またはサービスの調達にかかる費用について、責任を負わないものとします。いかなる場合においても、弊社は、間接的、派生的な損害の賠償、または利益、収益もしくはデータの喪失、または事業の中断について、直接間接を問わず、その責任を負いません。お客様は、サブスクリプションの購入料に、当該サブスクリプションに関する当該危険負担が反映されていること、および本条項に定める制限が両当事者間の本契約に欠かすことのできない要素であることを認めます。これらの制限は、該当する使用許諾に定める責任制限に追加されるものであり、その制限と置き換えられるものではありません。

第4条(中途解約)

1. 本契約は、第5条に定める場合を除き中途解約できないものとします。

2. お客様が弊社に支払ったサブスクリプション料は返金されないとします。また本契約終了時点でお客様にサブスクリプション料の未払金がある場合、速やかに弊社に支払うものとします。

第5条(契約の解除)

相手方が次の各号の一に該当する事由が生じたとき、お客様および弊社はいつでもなんらの催告を行うことなく、本契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 本契約に違反し、弊社より相当期間を定めて催告されたにもかかわらず正しくないとき

(2) 正当な理由なく、期間内に契約を履行する見込みが無いと認められたとき

(3) 弊社に重大な損害を与え、あるいは重大な危害を及ぼしたとき

(4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(5) 財産について、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てもしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、または支払停止、支払不能の事由が生じたとき

(6) 合併、解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(7) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と相手方が認めたとき

(8) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

(9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)である、または反社会的勢力であった場合

(10) 反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務提供等している場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合

(11) 反社会的勢力と交際している場合

(12) 反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

第6条(存続条項)

本契約のいずれかの条項または一部が法令により無効となった場合でも、その他の条項は、有効に存続するものとします。

第7条(協議事項)

本約款に定めのない事項および疑義のある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第8条(準拠法、合意管轄)

1. 本約款の解釈は、日本国の法律に準拠するものとします。

2. 本約款に関して発生するすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。